

令和3年10月21日開会

会 議 録

三 島 町 農 業 委 員 会

三 島 町 農 業 委 員 会

1. 日 時： 令和3年10月21日（火） 午後1時30分

2. 場 所： 三島町町民センター 視聴覚室

3. 出席委員： 1番 二瓶 辰雄 委員 2番 阿部 通利 委員
3番 長谷川 秋義 委員 5番 角田 陽市 委員
6番 菅家 三吉 委員 7番 大竹 祐子 委員
8番 五十嵐 政人 委員
五十嵐 健二 推選委員

4. 欠席委員： （ 菅家 壽一 推選委員 ）

5. 提出議案：

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第51条第1項の規定違反に関する指導内容について

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

6. そ の 他：

（1）遊休農地に関する措置状況調査の日程について

（2）11月総会日程について

（3）令和3年度女性農業委員会初任者委員研修会・意見交換会について

（4）令和3年度福島県下農業委員会研修会について

（5）令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員会研修会について

（6）2022年農業委員会手帳の申し込みについて

（7）福島県農業会議行事予定について（9月以降・令和4年度）

7. 閉 会

三島町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり議事を進行する。

議長： 会議録署名委員を指名します。

8番 五十嵐 政人 委員、1番 二瓶 辰雄 委員をお願いいたします。

次に会期の決定についてお諮りいたします。本日の会議は一日のみとした
いと思いますが、ご異議ございませんか。

< 全員異議なし >

議長： 異議なしと認め、会期は本日一日のみと決定いたします。

続いて会務の報告に移ります。事務局の説明を求めます。

事務局： （ 会務の報告を朗読説明する ）

議長： 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局
説明を求めます。

事務局： （ 報告第2号について朗読説明する ）

議長： 各委員からご意見等ございましたら挙手願います。

（ 意見なし ）

議長： 報告第3号 農地法第51条第1項の規定違反に関する指導内容につい
て、事務局説明を求めます。

事務局： （ 報告第3号について朗読説明する ）

議長： 各委員からご意見等ございましたら挙手願います。

5 番： 地元委員のため現場を確認しているが、10月下旬になっても全て撤去さ
れていない状況である。

8 番： 当初の計画では9月末日までに完了するとあったものが、10月末日まで
延長したいとの要望を口頭で認めるのではなく、正式な形で報告書を提出す
るべきである。なぜ、完了が遅延しているのかが不明である。

10月末日までに完了しなかった場合でも完了報告書を提出していただき、
今後の対応について確認すべきである。

議 長： 次に提出議案の審議に移ります。

議案第 13 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について（農地付き空き家に付随した農地の特例面積）、事務局説明を求めます。

事務局： （ 議案第 13 号について朗読説明する ）

議 長： 各委員からご意見等ございましたら挙手願います。

5 番： 議案提出の記載内容について、一般的な農地法第 3 条の確認事項を列記するのではなく、農地付き空き家に付随した農地の特例面積に関する議案とわかりやすく記載するよう変更した方が良い。

8 番： 町内で初めて許可された案件のため、多くの方に知ってもらうためにも広報紙に掲載してみてもどうか。

議 長： 他にご意見等ございませんか。無ければ採決に移ります。

議案第 13 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請（農地付き空き家に付随した農地の特例面積）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〈 6 名挙手 〉

賛成 6 名、退席 0 名により、本案件を可決とします。

議 長： それでは最後に、その他（1）から（7）について、事務局の説明を求めます。

事務局： （ その他について朗読説明する ）

議 長： その他（1）遊休農地に関する措置状況調査の日程について、協議結果のとおり開催とします。

また、その他（2）11月総会日程について、11月26日（金）午後1時30分からではいかがでしょうか。

それでは次回は11月26日（金）午後1時30分からとします。

以上を持ちまして本日の定例総会を終了いたします。

以上会議次第は、書記が記載したものであるが、相違ないことを証明するため署名する。

令和3年10月21日

三島町農業委員会

会 長 阿部通利

議事録署名人 二瓶辰雄

議事録署名人 五十嵐政人

